3　平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち改正前国共済法附則第十二条の三の規定による退職共済年金（なお効力を有する改正前国共済法附則第十二条の四、第十二条の七の二及び第十二条の七の三第一項から第五項までの規定によりその額が計算されているもの並びに障害者・長期加入者の退職共済年金に限る。）の受給権者（次項及び第四十七条第一項に規定する者を除き、その者が高年齢雇用継続基本給付金又は高年齢再就職給付金の支給を受けることができる場合に限る。）について第三十二条の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十七条第二項において準用する平成二十四年一元化法附則第十三条第二項の規定を適用する場合における同項の規定の読替えについては、平成二十七年厚年経過措置政令第三十八条第三項の規定の例による。

4　平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち改正前国共済法附則第十二条の三の規定による退職共済年金（なお効力を有する改正前国共済法附則第十二条の四、第十二条の七の二及び第十二条の七の三第一項から第五項までの規定によりその額が計算されているもの並びに障害者・長期加入者の退職共済年金に限る。）の受給権者（国民年金法による老齢基礎年金の支給を受けることができる者に限り、第四十七条第一項に規定する者を除き、その者が高年齢雇用継続基本給付金又は高年齢再就職給付金の支給を受けることができる場合に限る。）について第三十二条の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十七条第二項において準用する平成二十四年一元化法附則第十三条第二項の規定を適用する場合における同項の規定の読替えについては、平成二十七年厚年経過措置政令第三十八条第四項の規定の例による。

（併給年金の支給を受ける場合における改正前国共済法による退職共済年金等の支給の停止に関する特例）

第三十七条　平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち改正前国共済法第七十六条の規定による退職共済年金について平成二十四年一元化法附則第十七条第一項において平成二十四年一元化法附則第十四条の規定を準用する場合には、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一項		
厚生年金保険法による老齢厚生年金	附則第三十七条第一項に規定する給付のうち改正前国共済法第七十六条の規定による退職共済年金	適用する改正後厚生年金保険法（附則第三十七条第四項及び次項において同じ。）により読み替えられた改正後厚生年金保険法をいい、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び国家公務員の退職給付の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十七年法律第四十一号）第三条の規定による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十五号）第十八条第一項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法第四十六条第一項及び次項の規定により読み替えられたものとする。以下この項及び次項において同じ。）第四十六条第一項及び
改正前国共済法の規定による退職共済年金その他の退職	厚生年金保険法による老齢厚生年金その他の老齢又は退職	
改正後厚生年金保険法第四十六条第一項及び	適用する改正後厚生年金保険法をいい、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び国家公務員の退職給付の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十七年法律第四十一号）第三条の規定による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十五号）第十八条第一項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法第四十六条第一項及び	
厚生年金保険法は、改正後厚生年金保険法	適用する改正後厚生年金保険法は、適用する改正後厚生年金保険法	

			第二項
「老齢厚生年金の額（第四十四条第一項に規定する加給年金額及び第四十四条の三第四項に規定する加算額	老齢厚生年金の額の合計額（当該老齢厚生年金の額と被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十三号）附則第十六条第一項の政令で定める金額を超えるときは、当該政令で定める金額）と、退職共済年金の額と平成二十七年経過措置政令第三十七条第一項において準用する平成二十四年一元化法附則第十七条第一項において読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十三条第二項の規定を適用する場合における同項の規定により読み替えられた同項の規定により計算した額（当該退職共済年金の額が、当該退職共済年金の額の計算の基礎となった期間が二十年以上であるときは、平成二十四年一元化法附則第十七条第一項において準用する平成二十四年一元化法附則第十三条第二項の規定を適用する場合における同項の規定により読み替えられた同項の規定により計算した額に相当する額及びなお効力を有する改正前国共済法第七十八条の二第四項	改正後厚生年金保険法	老齢厚生年金
第七十七条第二項各号に定める金額、なお効力を有する改正前国共済法第七十八条第一項に規定する加給年金額及びなお効力を有する改正前国共済法第七十八条の二第四項の規定による加算額	退職共済年金の額（なお効力を有する改正前国共済法第七十八条第一項に規定する加給年金額及びなお効力を有する改正前国共済法第七十八条の二第四項の規定による加算額を除く	適用する改正後厚生年金保険法	退職共済年金

2　連合会が、前項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十四条第一項の規定により読み替えて適用する改正後厚生年金保険法第四十六条の規定により同条第一項に規定する退職共済年金等の支給の停止を行う場合には、適用する改正後厚生年金保険法第百条の二第一項、第三項及び第四項の規定を準用する。